

## 新庄市低入札価格調査マニュアル（建設工事編）

### 1 目的

本マニュアルは、工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、新庄市低入札価格調査制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく低入札価格調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めたものである。

### 2 調査方法

- (1) 本マニュアルに基づく調査（以下「本調査」という。）は、入札が執行された日から実施することとし、可及的速やかに入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を完了するものとする。
- (2) 本調査は、次の手順により実施する。
  - ①落札の決定を保留した段階で、調査対象となった入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、本調査の対象である旨を申し述べ、入札執行の日の翌日までに入札書記載金額と一致した積算内訳書を提出させること。
  - ②提出された積算内訳書を確認し、失格基準に該当しないかを判定する。
  - ③失格基準の判定後、調査対象者に対し、本マニュアルで定められた資料（以下「調査資料」という。）を作成させ、原則として5日以内に建設工事を所管する課長（以下「主管課長」という。）に提出させること。
  - ④調査資料を受領した日から起算して5日以内に調査内容に基づき、主管課長は調査対象者から事情聴取を行うこと。
- (3) 調査対象者が複数いる場合は、最低価格入札者だけでなく、すべての調査対象者に対して本調査を実施すること。
- (4) 本調査の実施に際し、調査資料の提出等が行われなない場合は、調査対象者に対して期限を定めて積極的な説明を求め、これに応じないときは、要綱第5条第2項に該当する旨を申し述べるものとする。

### 3 調査内容

- (1) 積算内訳書の各費目の金額のうち、いずれかが表1の基準を満たしていない場合は失格と判定し、調査対象者に対し落札者としなない旨を通知し、調査対象者に対する調査を終了する。
- (2) 主管課長は、提出された調査資料を基に履行能力等の調査を行う。履行能力等については、表2、表3及び表4の項目及び内容について調査を行う。
- (3) 積算内容の調査については、予定価格の内訳書と入札価格の内訳書及びその明細書とを比較した積算比較表を作成し、価格差が大きいと判断した費目・工種を抽出した後、表3及び表4の調査項目及び調査内容について調査を行う。
- (4) 抽出した費目・工種については、数量、単価、材料の仕様、工法、使用する資機材等に

ついて、必要に応じ、より詳細な積算根拠の資料を求め、その価格で安全で良質な施工が可能であるという技術的根拠があるか否かを調査するとともに、工事の内容、使用資機材、工法等について、十分に把握できているか、発注者の意図との食い違いはないかを確認する。

表1 積算内訳書の各費目の判断基準

内訳書の費目	直接工事費、 発生材(有価物)売却費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
金額	予定価格における直接工事費の75%以上 ただし、予定価格の内訳に発生材(有価物)売却費等を含む場合は、予定価格における直接工事費の75%に、予定価格における発生材(有価物)売却費等を加えた金額以上	予定価格における共通仮設費の75%以上	予定価格における現場管理費の75%以上	予定価格における一般管理費等の50%以上

※建築工事（建築設備工事を含む。）における直接工事費は、現場管理費相当分を含んで構成されているため、算定に当たっての直接工事費は現場管理費相当分を減じて算定し、現場管理費は現場管理費相当分を加えて算定する。なお、現場管理費相当分を明確に区分することが困難である場合は、直接工事費の10分の1（昇降機械設備工事にあつては10分の2）を乗じた額を現場管理費相当分とする。

※発生材（有価物）売却費等は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に含まれるものを除く。

表2 履行能力等の調査

	調査項目	調査内容	確認資料
1	その価格により入札した理由	その入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能となる理由（根拠）。	様式-1
2	入札価格の積算内訳書	設計図書で定めている仕様及び数量となっているか。 単価は適切か。 安全対策は十分か。 合理的な管理費が計上されているか。	様式-2 様式-2の1
3	契約対象工事付近における手持工事の状況	契約対象工事付近に別工事の現場があり、間接費の節減が可能か。	様式-3
4	契約対象工事に関連する手持工事の状況	資材の一括購入などが可能な対象工事と同様の工事を施行しているか。	様式-4
5	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等と	対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫、資材置場などが近く、運搬等が容易か。	様式-5

	の関連		
6	手持資材の状況	手持資材の活用が可能か。	様式-6
7	資材購入先及び購入先と入札者との関係	資材納入予定業者は、どこを予定しているか。 特別なルートがあるか。	様式-7
8	手持機械数の状況	自社保有し、現在使用していない機械の有無	様式-8
9	労務者の具体的供給見通し	労働者の具体的供給見通し。 雇用関係の確認。	様式-9 様式-10
10	過去に施工した公共工事名及び発注者	過去2年間の全ての公共工事の実績。 過去2年間に完了した公共工事のうち、工事完了日が近いものから順に3件(3件に満たない場合は全ての件数)の施工体制台帳において、調査対象者又は下請事業者は法令に従い、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険」と総称する。)に加入しているか。 新庄市発注工事における過去2年間の工事成績評定が「D」又は「E」となっていないか。	様式-11 施工体制台帳
11	第1次下請の予定業者及び予定下請金額等	下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか。 下請業者の見積書等の工事内容(規模、工法、数量等)及びその単価が明確か。 下請業者の資材単価、労務単価又は市場単価について、発注者の単価に比し相当程度低くなっていないか。 下請業者は、法令に従い、社会保険に加入しているか。	様式-12 下請業者からの見積書等
12	建設副産物の搬出先	適正な搬出先を選定しているか。 処理価格は合理的か。 発注仕様書等に合致しているか。	様式-13

※調査項目は、必要に応じて追加出来るものとする。

表3 価格差の大きい直接工事費の調査

調査項目	調査内容	確認事項
計上されていない項目	別の工種、単価、諸経费率分に含んでいるかなど	入札価格の内訳書等に含んでいない項目の有無を確認する。
数量の確認	数量算出の根拠	設計図書上の所定数量との整合性を確認する。
材料等の仕様確認	設計や標準仕様と異なる材料で積算していないか	設計上の仕様に適合する材料で積算していることを確認する。
材料等の単価確認	単価設定の根拠	設計上の仕様に適合する材料の単価との価格差の根拠を確認する。
労務単価の確認	単価設定の根拠	設計労務単価との価格差の根拠を確認する。
歩掛の確認	歩掛設定の根拠	積算上の歩掛との差の根拠を確認

		する。
工法・機械の確認	設計で指定している工法、認定工法、標準工法を予定しているか 発注者の意図と食い違いはないか	指定がある場合は設計上の工法に従う必要があること。 使用料の必要な工法の場合もあること。
建設副産物処分費の確認	発生品目、搬出先予定、運搬業者予定、処分量の見込み	必ず適正な処分を行う必要があること。
直接仮設費の確認	直接仮設費の積算根拠 直接仮設の内容	発注者が要求する直接仮設の内容。
計算ミスのチェック	足し算、掛け算、数量・単価の桁間違いなどをチェックする	入札価格の算出が正確に行われていることを確認する。

表4 諸経費の調査

調査項目	調査内容	確認事項
共通仮設費の確認	共通仮設費積算の根拠 準備工、安全対策工等の実施予定	必要な安全対策等を実施すること。 指定仮設についての調査は、入念に行う。 監督員の指示に従う必要があること。
現場管理費の確認	現場管理费率設定の根拠	補償、建設業退職金共済制度負担、現場労働者への支払いなど必要な現場管理を実施すること。
一般管理費等の確認	一般管理费率設定の根拠	一般管理費等には、企業活動上必要な経費及び付加利益が含まれていること。 発注者の価格に比し、相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認すること。

(5) 経営内容・経営状況・信用状態の調査については、表5の項目及び内容について調査を行う。ただし、主管課長が前段の履行能力等の調査により、特に必要ないと判断したときは省略することができる。

表5 経営内容・経営状況・信用状態の調査

	調査項目	調査内容	確認資料
1	経営内容	会社の概要、受注工事の状況等	会社概要 経営規模等評価結果通知書 財務諸表等
2	経営状況	財務状況（支払状況、決算状況）、金融機関との関係等	
3	信用状態	建設業法違反、賃金不払、下請負代金支払遅延状況等	

#### 4 低入札価格調査委員会への付議

- (1) 主管課長は、調査結果をまとめた低入札価格調査報告書（以下「報告書」という。）を作成する。なお、報告書には調査対象者が契約内容を履行できるか否かについての意見を付すものとする。
- (2) 主管課長は、報告書をもって低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）に付議する。
- (3) 委員会では、調査対象者を落札者とするか否かを審議し、判定する。
- (4) 次順位者も調査対象者であった場合は、次順位者についても同一の委員会で審議するものとする。

#### 5 決定及び結果の通知並びに公表

- (1) 入札執行者は、委員会での審議、判定結果を踏まえ、調査対象者を落札者とするか否かを決定し、その内容を入札参加者に通知する。
- (2) 結果の公表は、閲覧によるものとし、閲覧場所は財政課とする。

#### 6 契約後の取扱い

本調査を実施した結果、調査対象者を落札者として決定した場合は、次のように取り扱う。

- (1) 当該工事に係る監督体制等の強化に努めるものとする。
- (2) 監督職員は、監督業務において確認及び検査等を行うに当たり、原則立ち会うこととし、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書について、その記載内容に沿って施工されていることを確認する。また、実際の施工が施工体制台帳及び施工計画書の記載内容と異なる場合は、その理由を明確にしておくとともに工事成績評定に厳密に反映させる。

## 提出書類一覧

別紙 1	低入札価格調査資料の提出について
様式- 1	その価格により入札した理由
様式- 2	積算内訳書
様式- 2 の 1	内訳書に対する明細書
様式- 3	手持工事の状況（対象工事付近）
様式- 4	関連の手持工事の状況
様式- 5	契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連
様式- 6	手持資材の状況
様式- 7	資材購入先
様式- 8	手持機械の状況
様式- 9	労務者の確保計画
様式- 1 0	工種別労務者配置計画
様式- 1 1	工事実績
様式- 1 2	工事下請予定
様式- 1 3	建設副産物の搬出先
様式- 1 4	下請負人への法令遵守指導等に関する誓約書

- 施工体制台帳、施工体系図（予定しているもの）
- 会社概要（形式任意、パンフレット可）
- 経営規模等評価結果通知書の写し（直近のもの）
- 財務諸表等

※その他指示のあった確認資料を添付のこと。

別紙1

令和 年 月 日

新庄市長 あて

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

㊟

## 低入札価格調査資料の提出について

下記の工事に係る標記の件について、必要書類がすべて揃っていることを確認のうえ、別添のとおり資料を提出します。

なお、提出に当たって、添付書類も含めて必要書類が一つでも足りない場合、必要書類に不備がある場合、記載内容に合理性がない場合等においては、落札者とならないことに同意します。

記

・ 工事名

・ 入札日 令和 年 月 日

様式－1

その価格により入札した理由

Blank area for providing reasons for bidding at a specific price.

注) その価格により入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請け会社等の協力等からの面から記載する。

なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。





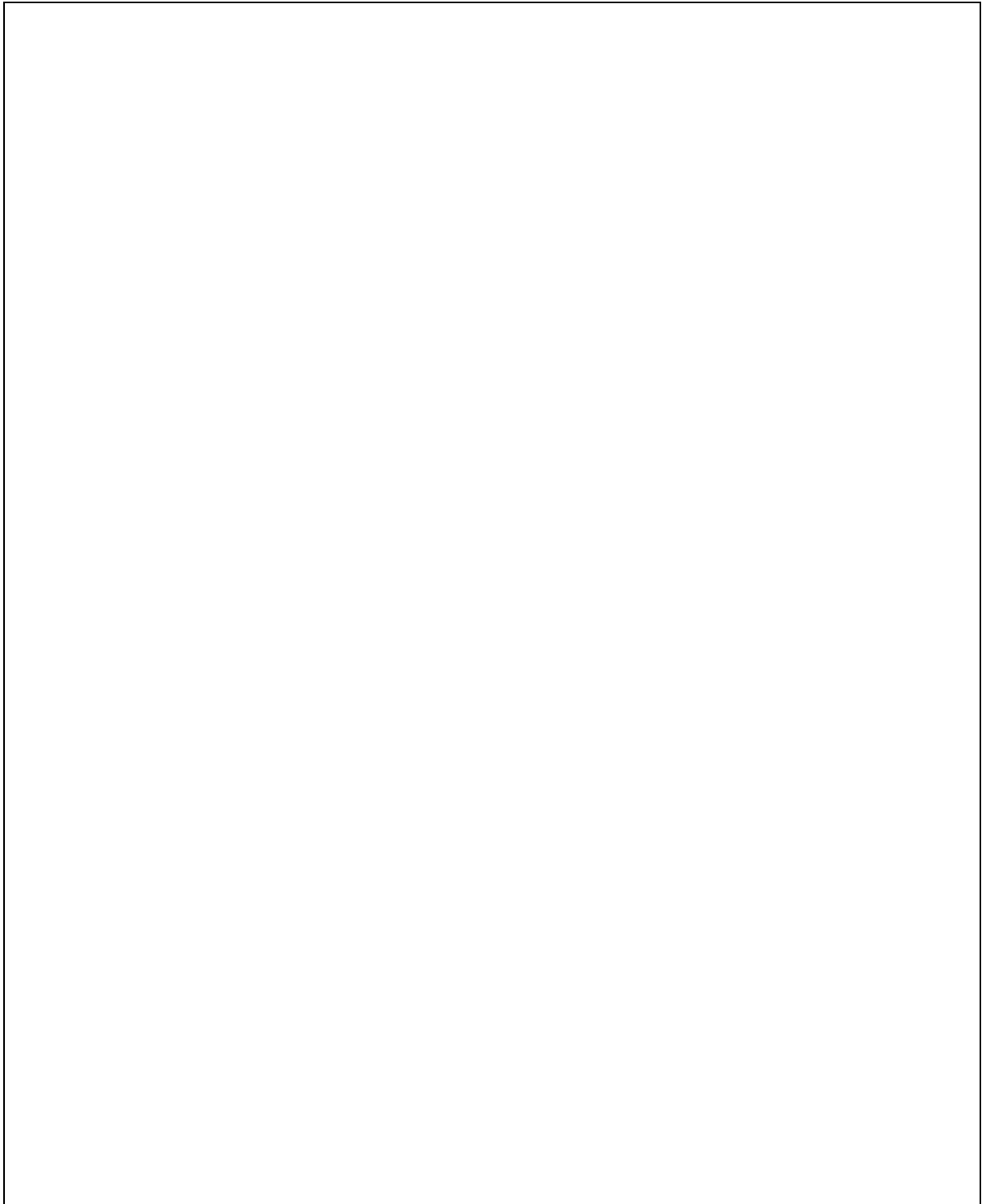






様式－5

契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連



注) 契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連が明確になるようわかりやすい地図で記入すること。また、所在地も明らかにすること。

















建設副産物の搬出地

建設副産物	受け入れ予定箇所	受け入れ価格
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		
建設発生木材		
建設発生土		

注) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入すること。

## 下請負人への法令遵守指導等に関する誓約書

当社は、新庄市が発注した\_\_\_\_\_工事において落札者となった際は、下記の事項について実施することを誓約します。

### 記

- ・建設業法第24条の6第1項及び第2項の規定により、下請負人（再下請負人など上記工事に従事する全ての下請負人）に対する確認及び指導に努めるとともに、次の法令③～⑤については厳格に対応し、一次下請負人については法令の規定に違反したものは契約を一切行わず、また、二次以下の下請負人への指導等に努め、法令の規定に違反していることが認められた場合は、当該請負人に対し違反の事実を指摘し、直ちに是正を求め、従わない場合は下請契約を解除します。
- ・次の法令に関する下請負人への確認等の実績報告については、新庄市からの請求があったときは速やかに提出します。
- ・報告内容についてヒアリング等の調査が行われる場合は、協力します。

(法令)

- ①建設業法第24条の3（下請代金の支払）  
建設業法第24条の5（特定建設業者の下請代金の支払期日等）
- ②労働基準法第24条（賃金の支払方法）
- ③雇用保険法第7条（届出）
- ④健康保険法第48条（届出）
- ⑤厚生年金保険法第27条（届出）

新庄市長 あて

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

Ⓜ